

福岡県公報

平成23年1月7日
第 3 2 0 4 号

目 次

告 示 (第18号 - 第75号)

都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 2
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) 2
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) 5
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) 8
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)10
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)13
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)13
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)14
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)14
保安林の所在場所等	(森林保全課)15
保安林の所在場所等	(森林保全課)15
保安林の所在場所等	(森林保全課)15
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)16
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)16
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)17
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)17
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)17
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)17
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)18

都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)18
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)18
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)19
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)19
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)19
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)20
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)20
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)20
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)20
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)21
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)21
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)22
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)22
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)22
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)22
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)23
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)23
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)23
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)24
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)24
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)24
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)25
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)25
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)25
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)25
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)26
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)26
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)26

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)27
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)27
土地改良区の役員の住所の変更	(農村整備課)27
土地改良区の役員の退任	(農村整備課)27
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)28
第1種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)28
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)28
道路の供用の開始	(道路維持課)28
公 告		
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(福祉総務課)29

告 示

福岡県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
小竹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
小竹町勝野の一部及び飯塚市口原の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
小竹町企画財政課

福岡県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
飯塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
飯塚市北古賀の全部、長尾の全部、筑穂元吉の全部、阿恵の一部、山口の一部、馬敷の一部、平塚の一部、大分の一部、口原の一部及び小竹町勝野の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
飯塚市都市計画課

福岡県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中沢2	古賀市薦野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

浅ヶ谷	古賀市薦野（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
清滝沢1	古賀市薦野（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
清滝沢2	古賀市薦野（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
河内谷	古賀市薦野（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
小谷	古賀市薦野（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
柄振ヶ谷	古賀市薦野（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
大根川	古賀市薦野（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
水呑谷	古賀市米多比（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
薬王寺1	古賀市薬王寺（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
薬王寺2	古賀市薬王寺（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
鬼王谷1	古賀市薬王寺（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
鬼王谷2	古賀市薬王寺（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
鬼王谷	古賀市薬王寺（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
薬王寺川	古賀市薬王寺（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
前田谷	古賀市小山田（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
小山田谷	古賀市小山田（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流

室沢	古賀市小山田（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
松葉谷	古賀市谷山（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
下谷別当沢	古賀市谷山（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
千鳥	古賀市千鳥3丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新久保(2)	古賀市新久保（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
新久保	古賀市新久保（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
四反田	古賀市久保（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
太郎丸	古賀市久保（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筵内(a)	古賀市筵内（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
湯ノ浦	古賀市筵内（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏谷	古賀市筵内（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筵内(b)	古賀市筵内（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
野毛尾	古賀市筵内（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
茶ノ木谷	古賀市筵内（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
清滝	古賀市薦野（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
薦野	古賀市薦野（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

上米多比	古賀市米多比（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
先城倉	古賀市米多比（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若宮谷 - 1	古賀市米多比（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若宮谷 - 2	古賀市米多比（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
前田	古賀市米多比（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉園	古賀市米多比（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小野	古賀市米多比（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小野(2)	古賀市米多比（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏田	古賀市米多比（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
川江	古賀市米多比（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏田(2)	古賀市薬王寺（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷(a)	古賀市薬王寺（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
薬王寺(4)	古賀市薬王寺（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
薬王寺(3)	古賀市薬王寺（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
薬王寺(2) - 1	古賀市薬王寺（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
薬王寺(2) - 2	古賀市薬王寺（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

薬王寺(1)	古賀市薬王寺（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷	古賀市薬王寺（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷(b)	古賀市薬王寺（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小山田	古賀市小山田（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷山 - 1	古賀市谷山（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷山 - 2	古賀市谷山（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
谷別当	古賀市谷山（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
福王	古賀市川原（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
青柳町	古賀市青柳町（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
植町	古賀市青柳町（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日焼原	古賀市青柳（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
忠蔵園	古賀市青柳（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井上	古賀市青柳（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
法恩時	古賀市青柳（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原(b)	古賀市青柳（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小原(a)	古賀市青柳（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

青柳	古賀市青柳（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鹿部(a)	古賀市鹿部（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日焼	古賀市花鶴丘（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古賀	古賀市花鶴丘1丁目（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花鶴丘(a)	古賀市花鶴丘（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鹿部	古賀市花鶴丘3丁目（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中坪	古賀市新原（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から72までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県福岡県土整備事務所及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
田中沢2	古賀市薦野（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

浅ヶ谷	古賀市薦野（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
清滝沢1	古賀市薦野（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
清滝沢2	古賀市薦野（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
河内谷	古賀市薦野（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
小谷	古賀市薦野（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
柄振ヶ谷	古賀市薦野（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
水呑谷	古賀市米多比（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
薬王寺2	古賀市薬王寺（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
鬼王谷1	古賀市薬王寺（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
鬼王谷2	古賀市薬王寺（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
鬼王谷	古賀市薬王寺（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり

前田谷	古賀市小山田（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
室沢	古賀市小山田（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
下谷別当沢	古賀市谷山（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
千鳥	古賀市千鳥3丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
新久保(2)	古賀市新久保（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
新久保	古賀市新久保（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
四反田	古賀市久保（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
太郎丸	古賀市久保（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
筵内(a)	古賀市筵内（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
湯ノ浦	古賀市筵内（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
裏谷	古賀市筵内（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり

筵内(b)	古賀市筵内（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
野毛尾	古賀市筵内（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
茶ノ木谷	古賀市筵内（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
清滝	古賀市薦野（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
薦野	古賀市薦野（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
上米多比	古賀市米多比（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
先城倉	古賀市米多比（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
若宮谷 - 1	古賀市米多比（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
若宮谷 - 2	古賀市米多比（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
前田	古賀市米多比（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
杉園	古賀市米多比（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり

小野(2)	古賀市米多比（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
裏田	古賀市米多比（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
川江	古賀市米多比（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
裏田(2)	古賀市薬王寺（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
屋敷(a)	古賀市薬王寺（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
薬王寺(4)	古賀市薬王寺（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
薬王寺(3)	古賀市薬王寺（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
薬王寺(2) - 1	古賀市薬王寺（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
薬王寺(2) - 2	古賀市薬王寺（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
薬王寺(1)	古賀市薬王寺（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
屋敷	古賀市薬王寺（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり

屋敷(b)	古賀市薬王寺（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
小山田	古賀市小山田（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
谷山 - 1	古賀市谷山（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
谷山 - 2	古賀市谷山（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
福王	古賀市川原（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
青柳町	古賀市青柳町（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
植町	古賀市青柳町（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
日焼原	古賀市青柳（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
忠蔵園	古賀市青柳（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
井上	古賀市青柳（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
法恩時	古賀市青柳（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり

小原(b)	古賀市青柳（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
小原(a)	古賀市青柳（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
青柳	古賀市青柳（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
鹿部(a)	古賀市鹿部（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
日焼	古賀市花鶴丘（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
古賀	古賀市花鶴丘1丁目（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
花鶴丘(a)	古賀市花鶴丘（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
鹿部	古賀市花鶴丘3丁目（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
中坪	古賀市新原（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から65までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県福岡県土整備事務所及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
通葉山川	飯塚市八木山（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
鴻ノ巣川2	飯塚市八木山（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
中村川3	飯塚市八木山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
中村川2	飯塚市八木山（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
鶯谷川2	飯塚市八木山（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
鶯谷川	飯塚市八木山（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
鶯谷川1	飯塚市八木山（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
本村川	飯塚市八木山（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
中村川1	飯塚市八木山（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
鴻ノ巣川1	飯塚市八木山（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
鴻ノ巣川3	飯塚市八木山（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
伊岐須川	飯塚市伊岐須（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
鬼ヶ畑川	飯塚市相田（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
小切畑川	飯塚市建花寺（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流

蓮台寺川	飯塚市蓮台寺（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
巡出川3	飯塚市大日寺（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
坂ノ下川	飯塚市大日寺（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
明星寺川	飯塚市明星寺（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
大石川1	飯塚市内野（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
大石川2	飯塚市内野（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
大石川3	飯塚市内野（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
大石川4	飯塚市内野（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
大石川5	飯塚市内野（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
大石川6	飯塚市内野（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
大石川7	飯塚市内野（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
古門川	飯塚市内野（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
古門川2	飯塚市内野（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
見定川	飯塚市内野（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
関屋川	飯塚市内野（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
小路川2	飯塚市内野（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流

太郎丸川2	飯塚市内野（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
太郎丸川	飯塚市内野（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
原田川3	飯塚市内野（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
原田川	飯塚市内野（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
横山川2	飯塚市内野（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
横山川	飯塚市内野（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
湯ノ浦川1	飯塚市阿恵（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
湯ノ浦川2	飯塚市阿恵（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
湯ノ浦川4	飯塚市阿恵（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
四郎丸川	飯塚市阿恵（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
本村	飯塚市八木山（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(i)	飯塚市八木山（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(h)	飯塚市八木山（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(e)	飯塚市八木山（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(c)	飯塚市八木山（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(d)	飯塚市八木山（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

八木山 - 2	飯塚市八木山（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鬼ヶ原	飯塚市相田（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古野(d)	飯塚市建花寺（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古野(c)	飯塚市建花寺（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古野(a)	飯塚市建花寺（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古野(b)	飯塚市建花寺（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古野(e)	飯塚市建花寺（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古野(f)	飯塚市建花寺（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻(a)	飯塚市蓮台寺（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池尻	飯塚市蓮台寺（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南谷	飯塚市明星寺（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
湯ノ浦	飯塚市阿恵（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
横山	飯塚市内野（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原田	飯塚市内野（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
見定	飯塚市内野（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古門	飯塚市内野（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

大石(a)	飯塚市内野（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大石(b) - 1	飯塚市内野（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大石(b) - 2	飯塚市内野（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から65までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県飯塚県土整備事務所及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
通葉山川	飯塚市八木山（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
鴻ノ巣川2	飯塚市八木山（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
中村川3	飯塚市八木山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
中村川2	飯塚市八木山（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり

鷲谷川 2	飯塚市八木山（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 5 に記載する表のとおり
鷲谷川	飯塚市八木山（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 6 に記載する表のとおり
鷲谷川 1	飯塚市八木山（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 7 に記載する表のとおり
本村川	飯塚市八木山（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 8 に記載する表のとおり
中村川 1	飯塚市八木山（別紙図面 9 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 9 に記載する表のとおり
鴻ノ巣川 1	飯塚市八木山（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
鴻ノ巣川 3	飯塚市八木山（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
伊岐須川	飯塚市伊岐須（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
鬼ヶ畑川	飯塚市相田（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
小切畑川	飯塚市建花寺（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
蓮台寺川	飯塚市蓮台寺（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり

巡出川 3	飯塚市大日寺（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
坂ノ下川	飯塚市大日寺（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
明星寺川	飯塚市明星寺（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
大石川 1	飯塚市内野（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
大石川 2	飯塚市内野（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
大石川 3	飯塚市内野（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
大石川 4	飯塚市内野（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
大石川 5	飯塚市内野（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
大石川 6	飯塚市内野（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
大石川 7	飯塚市内野（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
古門川	飯塚市内野（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり

古門川 2	飯塚市内野（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
小路川 2	飯塚市内野（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
太郎丸川 2	飯塚市内野（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
太郎丸川	飯塚市内野（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
原田川 3	飯塚市内野（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
原田川	飯塚市内野（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
横山川 2	飯塚市内野（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
湯ノ浦川 1	飯塚市阿恵（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
湯ノ浦川 2	飯塚市阿恵（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
湯ノ浦川 4	飯塚市阿恵（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
本村	飯塚市八木山（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり

本村(i)	飯塚市八木山（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
本村(h)	飯塚市八木山（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
本村(e)	飯塚市八木山（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
本村(c)	飯塚市八木山（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
本村(d)	飯塚市八木山（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
八木山 - 2	飯塚市八木山（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
鬼ヶ原	飯塚市相田（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
古野(d)	飯塚市建花寺（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
古野(c)	飯塚市建花寺（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
古野(a)	飯塚市建花寺（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
古野(b)	飯塚市建花寺（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり

古野(e)	飯塚市建花寺（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
古野(f)	飯塚市建花寺（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
池尻(a)	飯塚市蓮台寺（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
池尻	飯塚市蓮台寺（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
南谷	飯塚市明星寺（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
湯ノ浦	飯塚市阿恵（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
横山	飯塚市内野（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
原田	飯塚市内野（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
見定	飯塚市内野（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
大石(a)	飯塚市内野（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
大石(b) - 1	飯塚市内野（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり

大石(b) - 2	飯塚市内野（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
-----------	------------------------	---------	------------------

備考 別紙図面1から60までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県飯塚県土整備事務所及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石輪谷	筑紫野市大字山家（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
原(a)	筑紫野市大字原及び太宰府市大字内山（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朝香団地(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県那珂県土整備事務所及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
原(a)	筑紫野市大字原及び太宰府市大字内山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
朝香団地(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から2までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県那珂県土整備事務所及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第26号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営沖田川流域地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成23年1月7日から 平成23年2月7日まで	糸島市役所二丈支所

福岡県告示第27号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡福智町弁城568の1、602から606まで、608、612、615、1564の1、10の3・

601（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

568の1・601から604まで・606・608・612・615（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第28号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字武蔵693、699、700、707

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

693、699、707、700（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
糸島市志摩師吉字岩尾1156、1157、1160、字柚ノ木1183
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び糸島

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字中川底888、889の1、1247
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字川内106の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

- 福岡県建築都市部都市計画課
- 福岡市都市整備局都市計画部都市計画課
- 大野城市建設部都市計画課
- 春日市都市整備部都市計画課
- 志免町地域整備課
- 粕屋町都市整備課

福岡県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
福岡都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
福岡市西区今宿青木の一部
大野城市月の浦二丁目の一部
春日市下白水の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
福岡市都市整備局都市計画部都市計画課
大野城市建設部都市計画課
春日市都市整備部都市計画課
志免町地域整備課
粕屋町都市整備課

福岡県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画用途地域の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

大野城市月の浦二丁目の一部

春日市下白水の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡市都市整備局都市計画部都市計画課

大野城市建設部都市計画課

春日市都市整備部都市計画課

志免町地域整備課

粕屋町都市整備課

福岡県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した古賀都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

古賀市都市計画課

福岡県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

古賀都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した古賀都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

古賀市都市計画課

福岡県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した新宮都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
新宮町都市整備課

福岡県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
新宮都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
新宮町大字三代の一部

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
新宮町都市整備課

福岡県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
久山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した久山都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久山町田園都市課

福岡県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
久山都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した久山都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久山町田園都市課

福岡県告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した篠栗都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
篠栗町建設課

福岡県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法

第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
篠栗都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した篠栗都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
篠栗町建設課

福岡県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した筑紫野都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課

筑紫野市都市計画課

福岡県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

筑紫野都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した筑紫野都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

筑紫野市都市計画課

福岡県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した太宰府都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

太宰府市都市整備課

福岡県告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

太宰府都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した太宰府都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

太宰府市都市整備課

福岡県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した那珂川都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
那珂川町都市計画課

福岡県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
那珂川都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した那珂川都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
那珂川町都市計画課

福岡県告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
福津市都市計画課

福岡県告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
福岡都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した福岡都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
福津市都市計画課

福岡県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した宗像都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
宗像市都市計画課

福岡県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

宗像都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

宗像市王丸の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
宗像市都市計画課

福岡県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した前原都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
糸島市都市計画課

福岡県告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
前原都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した前原都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
糸島市都市計画課

福岡県告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した志摩都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
糸島市都市計画課

福岡県告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
志摩都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した志摩都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
糸島市都市計画課

福岡県告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した久留米都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久留米市都市計画課

福岡県告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
久留米都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した久留米都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久留米市都市計画課

福岡県告示第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23

年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した小郡都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
小郡市都市計画課

福岡県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
小郡都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した小郡都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
小郡市都市計画課

福岡県告示第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
大牟田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した大牟田都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課
みやま市都市計画課

福岡県告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

大牟田都市計画区域区分の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した大牟田都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課
みやま市都市計画課

福岡県告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した北九州都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
北九州市都市計画課

福岡県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23

年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

北九州都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した北九州都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

北九州市都市計画課

福岡県告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した中間都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

中間市都市整備課

福岡県告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

中間都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した中間都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

中間市都市整備課

福岡県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した苅田都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
苅田町都市整備課

福岡県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
苅田都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した苅田都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
苅田町都市整備課

福岡県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年1月7日から同年1月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
苅田都市計画臨港地区の変更

2 都市計画を変更する土地の区域
苅田町鳥越町の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
福岡県苅田港務所港営課
苅田町都市整備課

福岡県告示第70号

大木町土地改良区から役員住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	中島 藤美	三潴郡大木町大字横溝3144番地1	三潴郡大木町大字横溝2674番地1

福岡県告示第71号

元松原土地改良区から役員退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
廣渡重信	遠賀郡岡垣町大字吉木2496番地

福岡県告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ニトリ大牟田店
- (2) 所在地 福岡県大牟田船津町388番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗届出書（平成22年9月15日11 - 11号）の記載どおり実施されることであれば問題ないと考える。

福岡県告示第73号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

西小倉駅前第一地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成19年12月から平成23年12月まで

3 施行地区

北九州市小倉北区室町二丁目77 - 1の全部、77 - 2の全部、78 - 1の全部、78 - 2の全部、79の全部、80の全部、81の全部、82の全部、83の全部、84の全部、85の全部、86の全部、129 - 3の全部、129 - 4の全部、130 - 1の全部、130 - 2の全部、130 - 3の全部、130 - 4の全部、130 - 5の全部、130 - 6の全部、130 - 7の全部、130 - 8の全部、130 - 9の全部、130 - 10の全部、130 - 11の全部、114の一部、129 - 2の一部及び無番地の一部

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区室町二丁目11番4号

5 設立認可の年月日

平成19年11月22日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成22年12月21日

福岡県告示第74号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市大分字黒石1678番1、1678番7から1678番24まで、1681番1及び1681番3から1681番12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市大日寺593番地66

株式会社 久山産業

代表取締役 林田 正紀

福岡県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成23年1月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	薦野線 福岡間	福津市福間39番1先から 福津市中央3丁目5055番12先まで

公 告

公告

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年1月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年12月20日から平成23年1月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。